**令和８年度地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）**

**要望調査用チェックシート（要件確認及び配分基準）**

〇実施要領別記２－３　地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

**事業実施主体：**

**【要件確認】**

※県等は、各項目を満たすと確認した根拠書類等の番号を各確認欄に明示する。（当該書類右上部に同番号が明記されていること。）

※各地方農政局等は、提出された根拠書類と確認項目を確認した旨を各確認欄に記載する。

第３　事業実施主体等の３の（１）

交付率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）定額、3/10以内。ただし、次のいずれかに該当する事業については、定額、1/2 |  |  |
| ア　中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第２により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業 |  |  |
| イ　市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業 |  |  |
| ウ　事業実施計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する場合に限る。）することが記載されており、かつ、事業実施計画の承認を受けた日から起算して２年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業 |  |  |

第５　実施基準等

１　採択基準

　（１）必須事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| ア　多様な事業者（事業実施主体を含む３者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。 |  |  |
| イ　費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が当該要領の基準を満たしていること。（投資効率が１．０以上） |  |  |
| ウ　（農林漁業者の組織する団体の場合）  農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う地域資源について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（アに定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。エにおいて同じ。）が所有する地域資源を、目標年度までに50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）活用すること（事業実施主体の構成員等が所有する場合を含む。）。 |  |  |
| エ　（農林漁業者等と中小企業者が連携する場合）  農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる地域資源の50パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる地域資源の50パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。 |  |  |

２　事業の実施に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）融資については、事業実施計画書に記載される融資予定額について、融資相談を行っていることが分かる金融機関等からの書面等（融資予定額、償還年数、融資資金使途、貸付機関名、担当者名、連絡先、相談年月日等を記載）を確認している。 |  |  |
| （２）交付対象経費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致している。 　なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができる。 |  |  |
| （３）見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討している。 |  |  |
| （４）交付の対象とする施設等は、耐用年数が目標年度までの期間以上のものである。 |  |  |
| （５）既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品・新材を利用する場合のほか、増築・改築等を行う本事業又は古品・古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による本事業の場合も交付の対象とする。  なお、古品・古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとなっている。 |  |  |
| （６）発電施設の整備に当たっては、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとし、当該目標の達成状況については、第12に定めるとおり、事業実施後に評価を行う。 |  |  |

３　交付の対象としない経費

次の経費は、交付の対象としない。

交付の対象としない経費の額が施設等の整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の経費が含まれていないか確認する。 | 県等確認欄 | 農政局等確認欄 |
| （１）事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 |  |  |
| （２）個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費 |  |  |
| （３）既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費  （注）認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。 |  |  |
| （４）既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 |  |  |
| （５）交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費 |  |  |
| （６）農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 |  |  |

**【配分基準チェックシート】**

※県等は事業者から提出のあった事業実施計画書、添付資料等を基に、ポイント設定が正しいか確認し、確認した根拠書類等の番号（提出資料に付番）等を各確認欄に明示する。（事業実施計画書の記載事項がポイント付与の根拠となる場合、該当欄の番号（例：計画書１（１）等）を各確認欄に明示）

※各地方農政局等は、提出のあったポイント及び根拠書類を確認した旨を各確認欄に記載する。

＜実施要領案　別紙（地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の配分基準）＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目及び配点基準 | | （参考）  ポイント | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| 計画性 | ➀　事業実施計画が事業実施地域における所得の向上や雇用機会の確保に資する取組となっているか。定量的な以下の目標を設定しているいずれかの取組にポイント加算。  ア　当該取組を実施するための雇用者数の増加を定めている。  イ　交流人口の増加に資する地域外からの入込客数等の増加を定めている。 | １  １ |  |  |
| 安定性 | ➁　事業実施主体の財務状況は安定しているか。  ア　直近３年の決算において、経常損益が３年連続の黒字であり、かつ、直近１年の決算において、累積損失がない。  イ　直近３年の決算において、経常損益が１年以上の黒字であり、かつ、直近１年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。  ウ　直近３年の決算において、経常損益が３年連続の赤字となっている。又は、直近１年の決算において、債務超過となっている。 | ５  ３  ０ |  |  |
| 確実性 | ③　事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。  ア　事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は６月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。  イ　事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は８月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。  ウ　事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。 | ５  ３  ０ |  |  |
| ④　原材料の調達（生産・供給体制等）は確立されているか。  ア　原材料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。  イ　原材料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている  ウ　原材料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。 | ５  ３  ０ |  |  |
| ⑤　製品等（サービス提供等を含む）の販路は、確保等されているか。  ア　販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。  イ　販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。  ウ　販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。 | ５  ３  ０ |  |  |
| 持続性  ・継続性 | ⑥　事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。以下の項目のうち、該当するそれぞれのポイントを加算する。  ア　前年度において、農山漁村振興交付金別記２－２の第１の４に定める支援対象者又は同５に定める重点支援対象者に決定され、同８に定める中央プランナー若しくは同９に定めるエグゼクティブプランナー又は同11に定める地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。  イ　整備を行う農林水産物直売所が所在する地域の都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づく取組であり、事業実施計画の目標年度における売上高目標を１億円以上とする取組である。  ウ　認定総合化事業計画に基づく取組である。 | １  １  １ |  |  |
| 関連性 | ⑦　他の施策と連携している取組であること  以下の項目のうち、該当するものにポイントを加算する。  ア　次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。  （ア）事業実施計画が「SAVOR　JAPAN（農泊　食文化海外発信地域）」と連携する計画となっている。  （イ）事業実施計画において、農泊地域協議会（第３の１の（１）に規定する農泊地域協議会をいう。）と連携する具体的な取組を計画している。  （ウ）事業実施計画において、インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。  イ　事業実施計画において、新商品の開発・製造に当たり、障害者等が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務、商品開発等に従事する計画となっている。  ウ　以下のいずれかに取り組む事業である。  （ア）みどり法第19条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に基づく取組  （イ）みどり法第39条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に基づく取組  （ウ）みどり法第16条第１項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組  （エ）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱令和４年12月８日付け４環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第１の１に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組  （オ）みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画に位置付けられた取組  （カ）「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和７年10月30日付け７農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に位置付けられた取組  エ　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組である。  オ　別記２－２の第２の１の（２）地域資源活用・地域連携推進支援事業で実施されるビジネスコンテストにおいて、過去４年間において最優秀賞、優秀賞又は特別賞に選定された取組である。  カ　広域的地域活用化のための基盤整備に関する法律第22条第１項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である。  キ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられている取組である。  ク　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に基づく取組である。  ケ　中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年３月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第２により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済への波及効果を及ぼす取組である。  コ　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第２条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組である。 | １  １  １  １  １  １  １  １  １  １ |  |  |

＜配分基準通知案　別表１（成果目標に基づくポイント）　推進計画案I及びII関連＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 参考書類例 | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| I　C1　現況値 | 事業実施主体の経営における付加価値率（事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、％） | ・事業実施計画２ 事業の概要のうち、事業の成果目標欄における、事業実施主体の現状値及び目標値  ・申請時点における事業者の財務諸表等  （補助シートも活用） |  |  |
| I　C2　現況値 | 事業実施主体の経常利益率（事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、％） |  |  |
| II　C1　成果目標 | 付加価値額の増加率（％） |  |  |
| II　C2　成果目標 | 売上高の増加率（％） |  |  |

＜配分基準通知案　別表２（事業の継続性に基づくポイント）　推進計画案　Ⅲ関連＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 評価項目 | 配点 | | | | 評価の着眼点内訳（事業実施計画及びその添付書類を参照） | 確認欄 | |
| 合計 | 内訳 | | | 県等 | 農政局等 |
| １ | 事業の趣旨・目的の理解度 | ５pt | ３pt | ３pt：よく理解している | | ・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。  ※本項目が０ptの場合は、配分対象外とする。 |  |  |
| １pt：理解している | |
| ０pt：理解していない | |
| ２pt | ２pt：よく対応している | | ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。 |  |  |
| １pt：対応している | |
| ０pt：対応していない | |
| ２ | 事業実施による効果、事業内容の妥当性 | ５pt | ５pt　該当数３ | | | ・成果目標に設定根拠があり、合理的かつ実現可能な設定となっているか  ・事業費の積算根拠を確認できる資料が提出されているか  ・成果目標達成に資する取組内容となっているか |  |  |
| ３pt　該当数２ | | |
| １pt　該当数１ | | |
| ０pt 示されていない | | |
| ３ | 事業実施の確実性・継続性の確保 | 10pt | ５pt | | | 以下（いずれか）の項目に該当する場合、ポイントを加算する。  ・事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画か  ・事業費に自治体の費用を含んでいるか  ・事業完了後の持続可能な運営のため、事業実施計画における収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証しているか |  |  |
| ５pt | | ５pt　該当数３ | 以下の項目の該当数に応じてポイントを加算する。  ・事業計画書に自治体の関与(費用面以外)が明示されているか  ・事業計画書に女性や若者の関与が明示されているか  ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか(予算計画、自治体、女性、若者の関与以外の観点で記載されている場合該当) |
| ３pt　該当数２ |
| １pt　該当数１ |
| ０pt 示されていない |
| ４ | 事業遂行のための実施体制の妥当性 | 10pt | ４pt | | ４pt よく確保されている | ・代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 |  |  |
| ２pt 確保されている |
| ０pt確保が不十分 |
| ４pt | | ４pt 明確 | ・関係機関又は関係者の役割分担は明確か。 |  |  |
| ２pt おおよそ明確 |
| ０pt 不明確 |
| ２pt | | ２pt 構築している | ・行政との連携体制を構築しているか。 |  |  |
| ０pt 構築していない |

＜配分基準通知案　別表３（他施策との連携に基づく加算ポイント）推進計画案　Ⅳ-１関連＞

※「実施要領案　別紙の配分基準における評価項目（上記ｐ7～9）」と重複する項目は、確認欄の記載不要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 配分基準案別表３　（参考となる事業実施計画13　行政施策等との関連性等）  事業実施主体が策定する事業実施計画について、国土強靱化、二地域居住、官民共創等、農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組についてポイント加算を行う。  ３つ以上の施策との連携：５ポイント　／　２つ以上：３ポイント　／　１つ：１ポイント | | 確認欄 | | |
| 県等 | 農政局等 | |
| 国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組であること） | |  |  | |
| 二地域居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19 年法律第52 号）第22 条第１項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組であること） | |  |  | |
| 要綱別表１の(１)ア(イ)ｂ(ｂ)に定める地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業のうち実施要領別記２-２の第２の１(２) に定める地域資源活用・地域連携促進事業（以下「地域資源活用・地域連携促進事業」という。）に基づく、地域と地域金融機関等が連携して地域課題を解決する官民共創に係る施策 | |  |  | |
| 地域資源活用・地域連携促進事業に基づく、農山漁村の課題解決に貢献する取組が特定の社会的・環境的インパクトの創出につながっていること等を示す証明書制度により、農山漁村の課題解決に貢献したことが証明された取組について、企業等が地域内で継続し又は地域外へ展開する官民共創に係る施策 | |  |  | |
| 農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組  （実施要領別紙の一部） | | | | |
|  | ウ　以下のいずれかに取り組む事業である。  （ア）みどり法第19条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に基づく取組  （イ）みどり法第39条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に基づく取組  （ウ）みどり法第16条第１項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組  （エ）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱令和４年12月８日付け４環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第１の１に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組  （オ）みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画に位置付けられた取組  （カ）「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和７年10月30日付け７農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に位置付けられた取組 |  | |  |
| キ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の２第１項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に位置付けられている取組 |  | |  |
| ク　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）により認定を受けた、安定取引関係確立事業活動計画に位置付けられた取組 |  | |  |
| コ　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第２条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組である。 |  | |  |

＜配分基準通知案　別表４（民間資金の活用に基づく加算ポイント）推進計画案　Ⅳ-２関連＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配分基準案別表４  （１）及び（２）の取組を行う場合：５ポイント  （１）又は（２）のいずれかの取組を行う場合：３ポイント | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| （１）事業実施主体又はその構成員が、クラウドファンディング、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税その他の寄附の活用により民間資金を調達し、事業費の地方負担分に充当する場合又は事業実施計画に位置付けられていない取組であっても事業実施計画の効果を一層高めるために活用する場合  （２）事業実施主体が、事業実施計画の効果を一層高めることを目的に、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税（人材派遣型）その他の異なる業種から民間人材を確保する制度を活用し、事業実施体制の構築を行う場合 |  |  |

＜配分基準通知案　別表５（都道府県加算ポイント）推進計画案　Ⅳ-３関連＞　※割愛

＜配分基準通知案　別表６（中山間地域等加算ポイント）推進計画案　Ⅳ-４関連＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配分基準案別表６  中山間地域等において事業を行う場合については、３ポイントを加算できるものとする。 | 確認欄 | |
| 県等 | 農政局等 |
| 農林統計上の定義による中間農業地域 |  |  |
| 農林統計上の定義による山間農業地域 |  |  |
| 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に該当する「特定農山村地域」 |  |  |
| 山村振興法第七条第一項により指定された「振興山村」 |  |  |
| 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条に該当する「過疎地域」 |  |  |
| 半島振興法第二条第一項により指定された「半島振興対策実施地域」 |  |  |
| 離島振興法第二条第一項により指定された「離島振興対策実施地域」 |  |  |
| 沖縄振興特別措置法第三条第一項により定義された「沖縄」 |  |  |
| 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定された「奄美群島」 |  |  |
| 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項により定義された「小笠原諸島」 |  |  |
| 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯 |  |  |
| 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域 |  |  |
| 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。） |  |  |